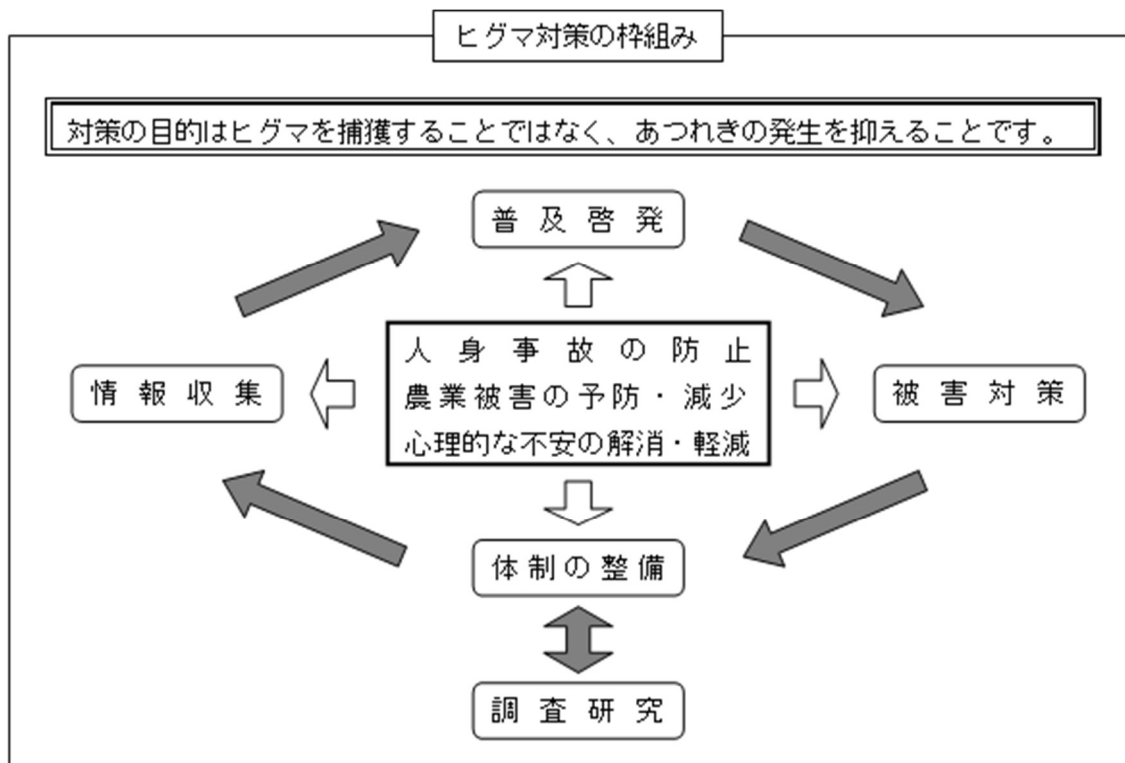


第2 ヒグマ対策と基本的な考え方

1 概要

ヒグマ対策は、農耕地や森林地帯だけの問題ではありません。市街地周辺においても「備え」と「対応」の2つの取組が必要です。

対策の基本はいわゆる「あつれき」といわれる事故や被害の未然防止、心理的な不安の解消等であり、このために日常的な取組が必要です。



2 あつれきの予防

(1) 情報収集

被害等の予防対策の出発点です。

未然の被害防止対策を講じることが、あつれきを軽減するために重要なことであり、その対策を効果的に実行するには、いつ、どこで、どのような被害が発生しているのか正確に把握することが必要です。

(2) 普及啓発

予防、被害発生時の対応など対策には正しい知識が必要です。

ヒグマ対策は、正しい知識も持って、場所と状況に応じて一人一人が適切な対応を行わなければなりません。

そのためにも正しい知識の普及啓発が重要になります。

(3) 被害対策

被害の予防・防止、心理的な不安解消の要です。

被害は捕獲だけで防止できるものではありません。

最も効果的な取組は、予防対策によりヒグマの被害を発生させないようにすることです。ヒグマ対策の出発点は、まずヒグマについて知ること、そして事故や被害の未然防止、出没などによる心理的な不安を解消することです。

被害が起こってから捕獲等の対応を行ったり、被害の拡大を防ぐために被害防除器具を設置するのではなく、被害が生じないように予防対策を講じておくことが大切です。このことで対策に要するコストを抑えられ、また、心理的な安心感を得られるという利点もあります。

(4) 体制の整備

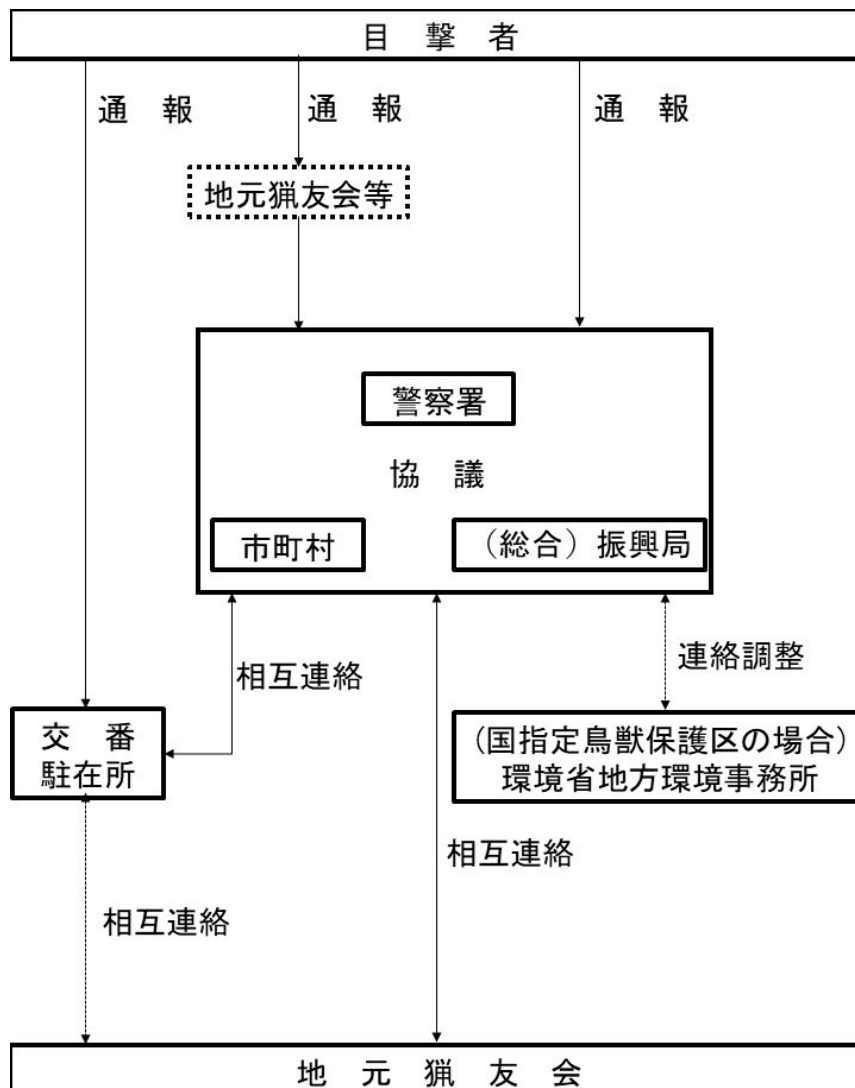
対策を実施するための基礎となります。

関係機関等の役割分担を明確にした体制整備を図ることが重要です。

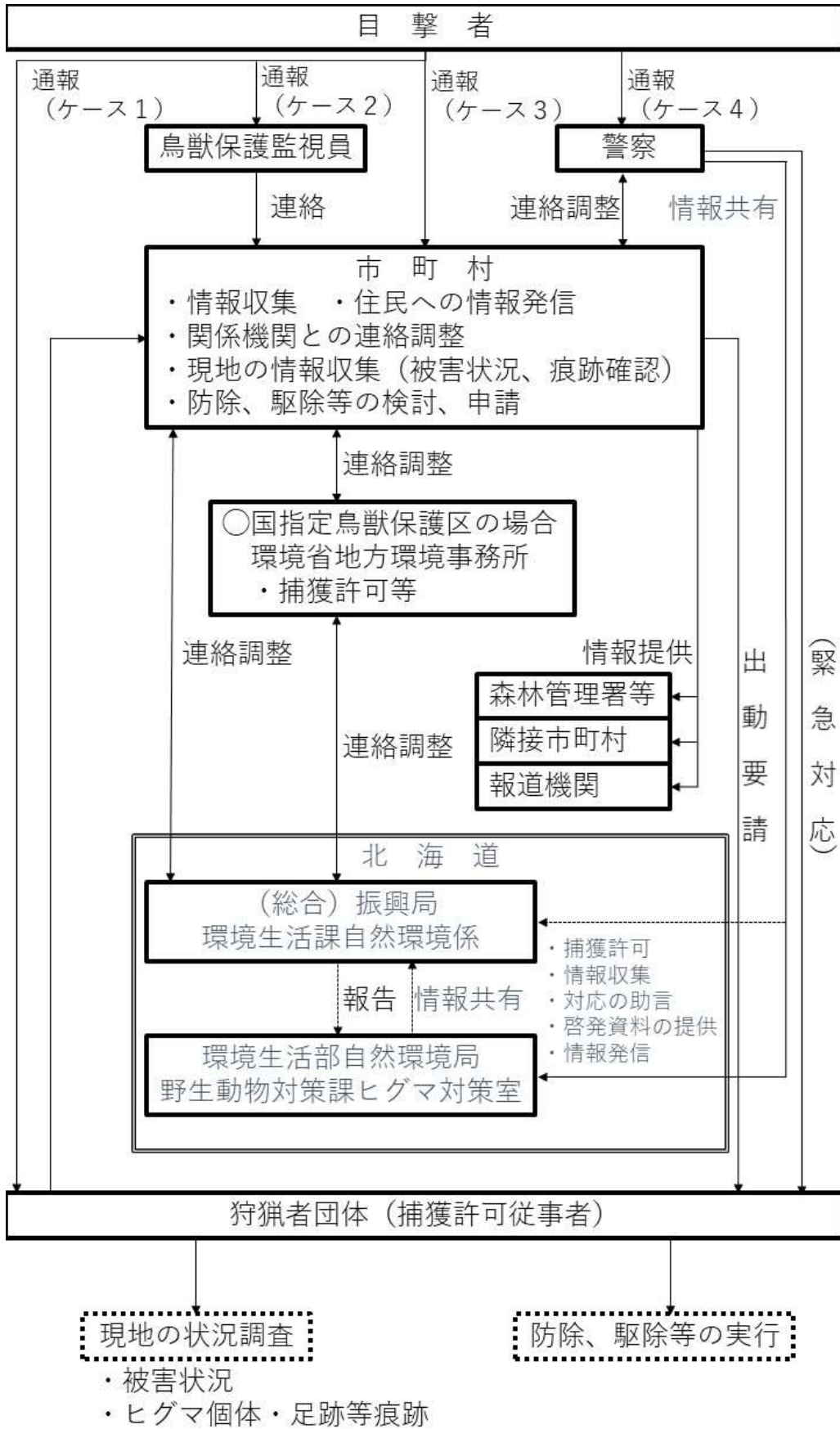
場所や状況ごとの様々な事態を想定し、関係機関とそれぞれの立場に応じた役割を明確したうえで行うべき対応の内容を整理しておき、普段から互いに意思の疎通を図っておくことが、迅速で確実な対応の土台となります。

特に被害の発生時に行う捕獲を含めた対応については、迅速な対応が求められる一方で、人員の確保や捕獲許可の事務手続きなどの事前の準備が不可欠です。

【緊急時の協力体制】

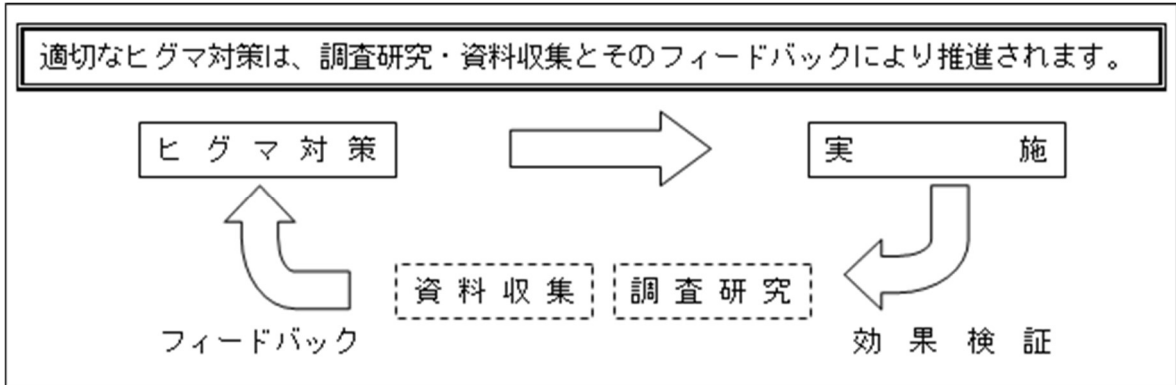


【ヒグマ出没時におけるフロー図（標準例）】



(5) 調査研究

ヒグマ対策を進める上で基礎となる資料です。

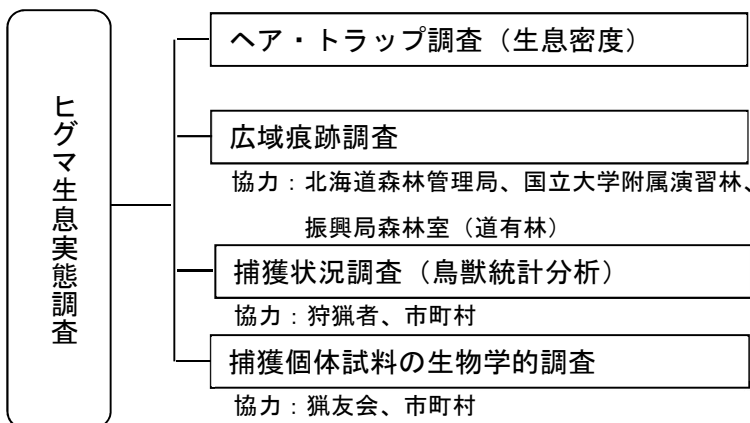


ヒグマによる事故や被害の防止など、ヒグマの適切な保護管理を進めるためには、基礎資料としての生息状況や生態等の基本的な事項の把握は欠かせません。また、各種対策の実施効果を高めていくためにはその検証が必要です。

このため、北海道では「ヒグマ生息実態調査」として生息状況や生態に関する調査を行い、分布状況や捕獲実態などを把握するとともに、様々な調査研究に取り組んできています。

ヒグマの調査は、広範囲に及び、なるべく多くの情報を得て、その成果をヒグマ対策に反映させるためにも、継続的な調査の実施による知見の蓄積が必要となります。また、集める情報の中には、農林業従事者や狩猟者をはじめとする関係各方面からの情報提供が不可欠です。調査結果はそのような様々な方々の御協力により成り立っています。

【北海道のヒグマ生息実態調査の概要】



3 出沒への備え

被害が発生してから考えるのでは遅いです。被害が発生する前に対策しましょう。

ヒグマとのあつれきに対して特効薬といえるような直ちに解決に結びつく対策は、残念ながらありません。

したがって、問題が生じた場合に迅速に対応できる体制を整えておくことはもちろん、あつれきを生じないよう普段から対策を講じるとともに、住民にヒグマについての正し

い知識と対処方法を伝えるための普及啓発を行うなど、「日常的な取組＝備え」が重要となります。

そして、「備え」には、その内容と程度によりいくつかのパターンがあります。

対策の出発点は住民への普及啓発です。出没の原因を取り除くことや減少させることにより、事故や被害の発生や心理的な不安などのあつれきを抑えることが期待されます。

実際にヒグマが出没した場合には、その実態を調査し、原因や問題点など把握したうえで対応方針を判断することになります。

① 出没原因・問題点の整理

- ・ 誘因物がないか
- ・ ヒグマが現れやすい（隠れやすい）環境にないか
- ・ ヒグマが人を警戒していたか、出没が繰り返して起っていないか、出没は何頭か

② 危険性の判断

- ・ 人が集まっている場所でないか
- ・ ゴミ、農作物や堆肥に餌付いていないか
- ・ 子連れなどで威嚇的でないか
- ・ ヒグマが人間に警戒心を持っているか
- ・ ヒグマが攻撃的になっていないか

③ 対応方針の決定

- ・ 目撃又は足跡や糞などの痕跡の発見が一度限りで、継続性がない（広報のみ）
- ・ 顕著な被害は発生していないが、出没がたびたび繰り返される（警戒態勢）
- ・ 農作物などへの被害が継続的に発生している（捕獲を含めた対応）
- ・ ゴミに餌付いて付近に居付いている（原因の除去）

【基本的な対応パターン】

	市街地周辺	農・漁村部	森林地帯
普及啓発	※ ヒグマの事故・被害防止の基本的な対策として、常に必要です。 ○ SNSの利用、広報誌の利用、リーフレットの配布、学校教育、マスコミの活用、インターネットのホームページなど		
情報収集	○ 出没原因・出没状況 ○ 周辺環境	○ 出没原因・出没状況 ○ 被害防止対策の実施状況 ○ 農作物等の被害実態	○ 出没原因・出没状況
広報活動	○ 防災無線などによる周知 ○ 町内会などによる周知 ○ 広報車を用いた周知 ○ 学校などとの連携	○ 防災無線などによる周知 ○ 町内会などによる周知 ○ 広報車を用いた周知 ○ 学校などとの連携	○ 注意喚起看板の設置 ○ 入林届け時の情報提供 ○ 広報誌やインターネットのホームページなどによる周知
実働対応	○ 警戒・安全確保のための巡回 ○ 誘因物等の除去 ○ 出没しにくい環境の整備 ○ 駆除等のためのパトロール	○ 電気柵をはじめとする被害防止対策の助言や実施 ○ 誘因物等の除去 ○ 出没しにくい環境の整備 ○ 駆除等のためのパトロール	○ 住民生活に直接関わらない場所での出没には、人身被害やその恐れがある場合は除き、駆除などの対応は行わない。

4 捕獲

ヒグマによる被害を防止するための方法としては、鳥獣保護管理法に基づく許可による捕獲があります。

狩猟期間中であれば、狩猟可能な所で第1種銃猟の狩猟者登録を行うことにより狩猟で捕獲を行うことができます。狩猟期間以外の有害鳥獣の駆除、または学術研究など狩猟以外の目的で捕獲をしようとする場合は、捕獲許可が必要となります。

(1) 鳥獣捕獲許可による捕獲

【有害鳥獣の駆除を目的とする場合の申請の条件】

- ① 被害等が生じている。
- ② 被害等が生じるおそれがある。

さらに、原則として被害等防除対策によっても被害等が防止できない。

ア 捕獲の申請手続き

管理（生活環境被害及び農林水産被害の防止）を目的とする捕獲申請は、ヒグマ捕獲許可取扱方針（平成30年3月7日付け施行）により定められています。

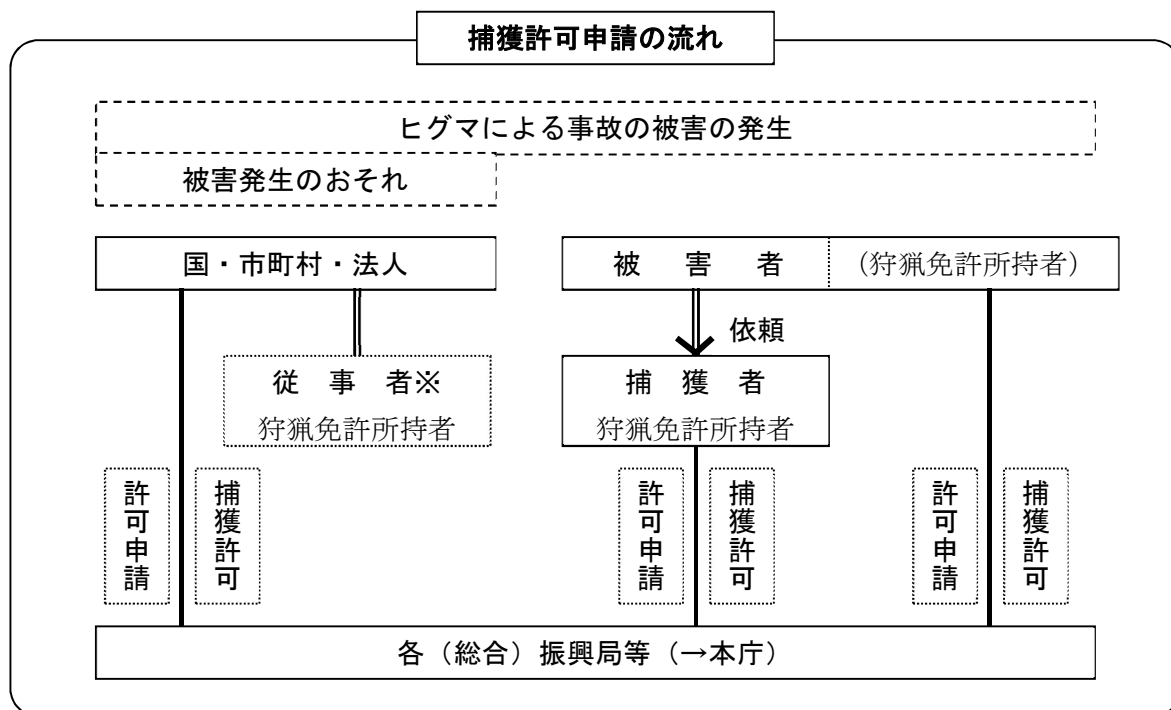
(ア) 申請者

捕獲許可申請を行うことができる者は目的別に掲げるとおりです。

- i 人間の生活圏域における生活環境被害、農林水産被害防止の目的
 - ・ 国、市町村
 - ・ 法人（法で定められたもの：農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会に限る。）
- ii ヒグマの主要生息地における生活環境被害（人身被害）等防止の目的
 - ・ 国、道、市町村農協等及びヒグマの主要な生息地に業務として行く必要があると認められる者から依頼を受けた者（ただし、第一種銃猟免許を所持する者であり、業務に同行できる者であること。また、捕獲等に生ずる危害の防止または損害の賠償能力を有する者。）
- iii その他の目的（養蜂業などヒグマの主要な生息地における産業活動などに被害を及ぼしている特定の個体を捕獲等する場合であって、防除によっても被害が防げない場合に限る）
 - ・ 被害に遭っている養蜂業者などから依頼を受けた個人、又は被害を受けている者

《留意事項》

捕獲の実施にあたっては、あらかじめ土地所有者等の承諾を得ておく必要があります。特に、山林においては巡視や踏査などを行っている職員の安全を守り、事故を起こさないためにも、入林承認等の手続きを忘れてはいけません。



※ 鳥獣被害防止特別措置法律に基づき被害防止計画を定めている市町村の多くは、鳥獣被害対策実施隊を設置し、実施隊が従事者となり、被害対策に取り組んでいます。

〈鳥獣被害防止特措法：被害防止計画〉

鳥獣被害防止特措法は、鳥獣被害が深刻化したことにより、対策を総合的かつ効果的に推進するため、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。

この法律に基づき、農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成し、この基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成する。

○被害防止計画の記載事項

- 1 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間
- 2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針
- 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- 4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
- 5 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、また生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- 6 被害防止施策の実施体制に関する事項
- 7 捕獲等をした対象鳥獣の処置に関する事項
- 8 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(イ) 必要書類

【 捕獲許可申請を行う場合に必要な書類 】

	名称	様式	備考
1	鳥獣捕獲許可申請書	細則の別記第8号様式	申請時には必ず提出
2	鳥獣捕獲許可申請者(従事者)名簿	申請書別紙	町村長や法人又は複数の者による申請の場合は必ず提出
3	ヒグマの捕獲等申請事由書	ヒグマ第1号-1, 2, 3様式	申請時には必ず提出
4	依頼書	別記第9号様式	
5	捕獲対象区域を示した図面	縮尺5万分の1以上の地形図	市町村長が市町村の区域一円で捕獲を行う場合は省略可能
6	理由書	任意	捕獲許可基準を超えた内容の申請を行う場合には、その理由を説明する

「わな」による捕獲を申請する場合は、この他に次の書類が必要となります。

7	わなの構造図	任意 ただし、大きさと構造がわかるもの	わなによる申請時には必ず提出
8	わなの設置場所を明示した図面	地番図またはそれに準じたもの	

「はこわな」を設置した場合、速やかに次の書類の提出が必要となります。

9	はこわな設置報告書	ヒグマ第3号様式	わなを設置した際に必ず提出
---	-----------	----------	---------------

(ウ) 申請時期(捕獲期間)

- i 人間の生活圏域における生活環境被害、農林水産被害の防止目的
 - ・ 生活環境被害防止目的の場合は、近年の出没情報に基づく冬眠明けの春季から冬眠に入る初冬までの期間内であること。
 - ・ 農林水産被害の防止目的の場合は、作物の収穫までの被害が発生する期間(家畜の放牧にあつては、放牧期間)及び収穫等に伴い作業が行われる期間に限ること。
 - ・ 現に出没又は被害を発生させている個体を捕獲等するために必要と認められる期間であること。
- ii ヒグマの主要生息地における生活環境被害(人身被害)等の防止目的
業務期間に応じた必要と認められる期間であり、原則として6か月以内であること。
- iii その他の目的
被害をもたらしている問題個体を捕獲等するために必要と認められる期間であること。

イ 許可を受けた後の手続き

(ア) 捕獲従事者への指示

市町村長や法人が捕獲許可を受けた場合は、捕獲従事者に「鳥獣捕獲事業指示書」を交付するとともに、鳥獣捕獲従事者台帳を整備しなければなりません。

捕獲従事者に対して指導・監督の義務が生じますので、捕獲期間や区域について書面で指示します。

(イ) わなの使用についての準備

「わな」の使用については、住所、氏名、電話番号及び鳥獣捕獲許可年月日、許可番号、捕獲目的（有害鳥獣捕獲）、許可の有効期間を記載した標識を付けることが義務付けられています。

また、見回りの体制や、ワナの設置を知らせる看板も併せて準備します。

(ウ) 許可証の返納

捕獲許可証は、捕獲数が許可数に達した場合、あるいは許可期限が満了した場合には、30日以内に返納しなければなりません。これを怠った場合には30万円以下の罰金に処せられます。

(エ) その他

捕獲許可証または従事者証を滅失した場合は、再交付を受けることができます。

捕獲許可証を受けた者または従事者が住所または氏名を変更したときは、2週間以内に届け出が必要です。

(2) 狩猟による捕獲

ヒグマは狩猟期間中（北海道では毎年10月1日から翌年1月31日まで）は、狩猟者登録を受けることにより捕獲を行うことができます。ただし、捕獲方法は銃器のみによるほか、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域（銃）など、特定猟具のみの場合も含め狩猟ができない場所があります。

狩猟者登録は、各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係で行っています。

登録に必要なもの（道内にお住まいの方）

- 狩猟者登録申請書
- 狩猟共済事業の被共済証、賠償責任保険証券、ハンター賠償責任保険付き保障証明書等
- 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- 狩猟税
※税額は登録の種別等により変わります。また、対象鳥獣捕獲員などでは不要な場合があります。
- 狩猟者登録手数料

(3) 捕獲時の注意事項

ヒグマによる人身事故の中で、少なからず発生しているのが有害鳥獣捕獲や狩猟時の

事故です。

ア 銃器による捕獲

ハンターの中でもヒグマの捕獲を行う方、特に有害鳥獣捕獲は経験・知識・技術とも優れた、いわばエキスパートが担っています。しかし、事故の防止には捕獲隊のチームワークや出動地の地形の把握など、基本的な事項について改めて確認を確実にを行うよう捕獲依頼者の側からも要請すること、また、安全対策に係る情報を関係者間で共有することが大切です。

以下は、銃器によるヒグマ捕獲の際の参考例です

- 周囲の状況によって注意すること
 - ・自分より高い位置にいるヒグマは撃たない。
～真上にいるクマは撃てば必ず転がり落ちてくる。
 - ・見通しの利かない時や薄暗い林の中ではクマを追わない。
- 発砲するとき注意すること
 - ・単独ではクマを追わない。
追っても逃げないクマ、子連れや大きなクマには特に慎重に対応する。
 - ・捕獲に入った際は何でもクマに見えるので、矢先の確認は特に慎重に行う。
 - ・仕留められないと思ったら撃たないで次の機会を待つ。
- 止めさしで注意すること
 - ・撃ち込んだ後 10 分間はクマに近付かない
 - ・腹に弾が当たってもダメージは少ない。
 - ・撃ち込んだ後座っているようなクマは危険であり、再度撃ち込む。
 - ・撃ち込みは心臓を狙う。直ぐに狙えない場合でもチャンスをじっと待つ。
 - ・撃ち込んだらクマが転ぶまで撃つ。
 - ・子グマの場合には、他の個体が近くにいることがある。
- その他
 - ・脱砲や矢先の確認などの基本事項の確認は声を出して行う。
 - ・ヒグマの死亡の確認は、掌が開くことで判断する。
～掌が見えない場合は近付かない。

※「ヒグマ捕獲テキスト」（平成18年作成）を参照してください。各地の熟練狩猟者からの聞き取りで得られたヒグマの捕獲技術を中心に、ヒグマ出没時の対応方法や防除技術なども交えて、ヒグマに対応する際に役立つ情報を幅広く収録しています。

[URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/yasei/mokuzi.htm>]

イ わなによる捕獲

はこわなによる捕獲は、夜間の出没や見通しの利かない場所での被害など、銃器による捕獲が困難な場合に加害個体を捕獲する有効な方法です。ただし、わなの中へヒ

グマを誘導するために餌を利用するので、不特定のヒグマを誘引してしまい、目的とする個体以外のヒグマを捕獲してしまう、又は新たな問題個体を発生させてしまう可能性もあります。

なお、狩猟ではヒグマをわなによって捕獲することは禁止されています。

以下は、わなによるヒグマ捕獲の際の参考例です。

○ 設置する場所

- ・ヒグマの出没経路
- ・わなは相当な重量があるため、運搬車両が入ることができる場所
- ・人の出入りが少ない場所
- ・離れたところから確認できる場所

○ わなの配置

- ・入り口を出没経路に対して直角にする。

○ 餌の設置

- ・大きな餌を入れない。
※ヒグマがはこわなの外に後足を残し、手を伸ばして餌だけ取る場合はあるため、シカを一頭そのまま入れるような設置をしない。

○ ヒグマに警戒されないための配慮

- ・わなの周囲の草は刈り払わないでそのままにしておく。
- ・作業は軍手着用シタバコを吸わないなど人の臭いが着かないようにする。
- ・臭い消しにヨモギをわなにかける。
- ・わなは使用後は洗って、錆止めのペンキを塗り保管する。

○ 安全対策

- ・わなの周辺には周知看板を立てる。
- ・周知看板には、部外者が興味本位で近付かないよう「わな設置」だけでなく「近くにヒグマが出没している。」など、危険性を具体的に示す。
- ・わなに子グマが入った場合、近くに親グマがいることに気を付ける。
- ・分割型のわなの場合は、連結部のボルトに緩みがないかを確認する。

ウ シカの残滓について

シカ猟において残滓が放置されることにより、有害鳥獣捕獲などヒグマを捕獲する際の危険が増しています。

ヒグマを追跡している途上でシカの残滓を発見したら、追跡中のヒグマがその残滓に餌付いている可能性があります。このようなヒグマは大変危険ですので、十分警戒してください。

※シカ猟における注意点

シカ残滓の放置は、シカ狩猟者自らの危険を招きます！

シカ猟中にハンターがヒグマに突然遭遇して発生した人身事故があります。

狩猟においては狙っている個体以外にも、ヒグマに遭遇する可能性があることを常に念頭において行動する必要があります。特に近年では山野に放置されたシカを、ヒグマが餌として利用している例が報告されています。

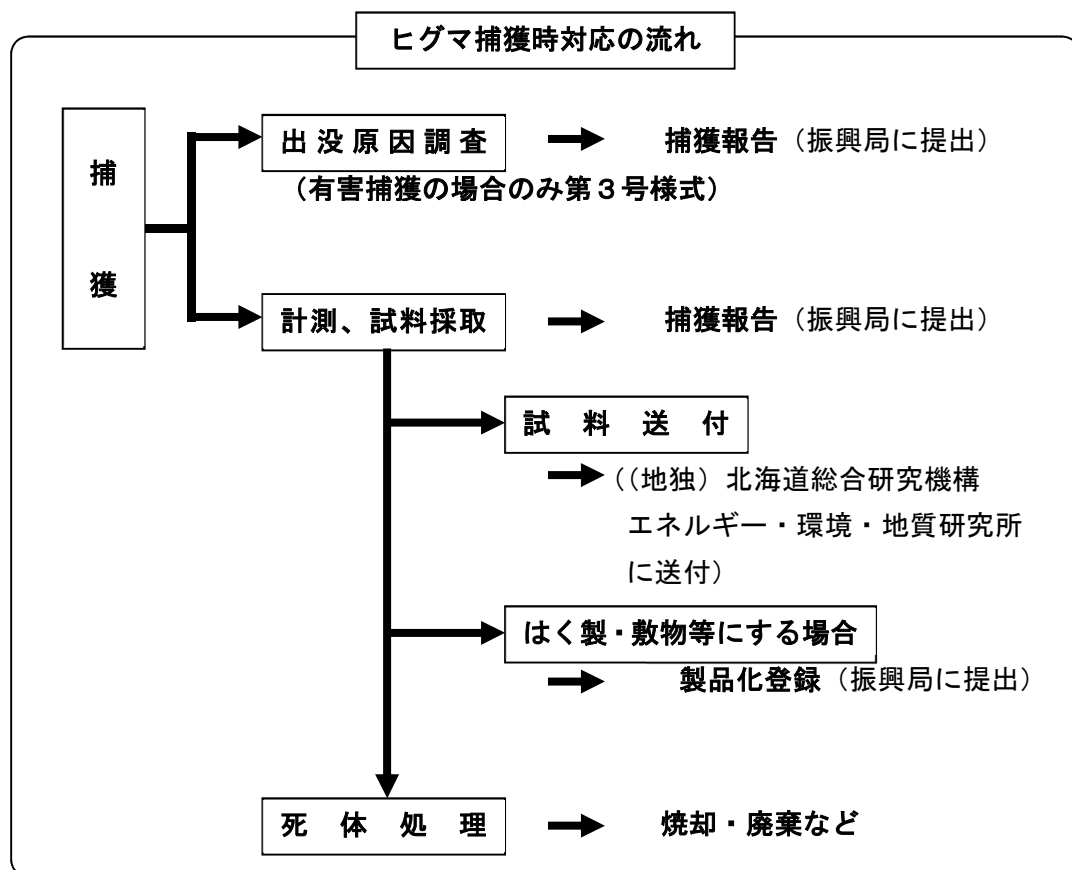
自らの安全を図るためにも、捕獲物は決して山野に放置することの無いよう適正に処理しなければなりません。

(4) 捕獲後の対応

ヒグマを捕獲しただけでは根本的な被害防止をしたことにはなりません。なぜ出沒したか考える必要があります。

農耕地や市街地周辺にヒグマが出沒するという事は、出沒した原因があるため、現場の状況について情報収集し、分析を加え、状況に応じて、誘引物の排除や電気柵の設置などの未然の被害防止対策を講じて、次の問題グマの出現を止めなければなりません。

また、道では、ヒグマ対策及び保護管理に資するため、ヒグマを捕獲した際には捕獲したヒグマの大きさや捕獲場所などの報告、捕獲に至るまでの状況の報告と、年齢や食性などを調べるための試料を提供していただくよう協力をお願いしています。



ア 試料採取

採取したヒグマの試料は、期日指定（土日、祝日を除く。）の冷凍宅急便にて、着払いで下欄の（地独）北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所までお送り下さい。なお、試料には必ずヒグマ捕獲票の写しを添付するとともに、複数の個体の試料を送付するときには各個体分が混同しないよう、個体毎にひとまとめにするなどご配慮をお願いします。

(試料の送付先)

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部

〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目

(代表：011-747-3575)

《冷凍宅配便にて着払いで送付してください》

回収する試料は、分析の目的により次の3部位となっています。捕獲時の状況によっては回収できない部位が生じることもありますので、回収できた部位は捕獲票への記入も忘れずをお願いします。

【 回収する試料一覧 】

提供をお願いする試料	試料の内容	主な分析内容
下顎第4前臼歯*	歯根部を含めた歯全体(1本のみ)	年齢
大腿骨	1本(左右は問わない)	食性履歴
肝臓	5cm×5cm×5cm角1つ	遺伝的多様性

※ ご提供いただいた試料は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所自然環境部で分析を行います。また、分析に使用した後の試料は、様々な研究等に利用するため第三者に提供する場合があることをご了承願います。

<下顎第4前臼歯>

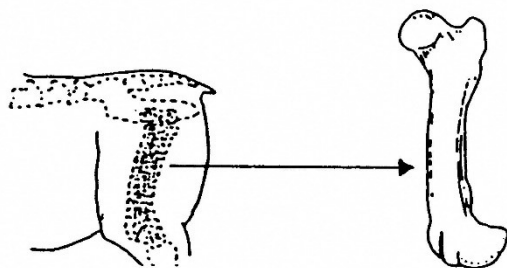


下顎の奥歯の中で一番前に生えているのが下顎第4前臼歯です。



下顎第4前臼歯は左図のように歯根が二股に分かれています。この部分が重要ですので、破損してしまいそうな場合は無理に抜かず、下顎もしくは頭全体をご提供ください。

<大腿骨>

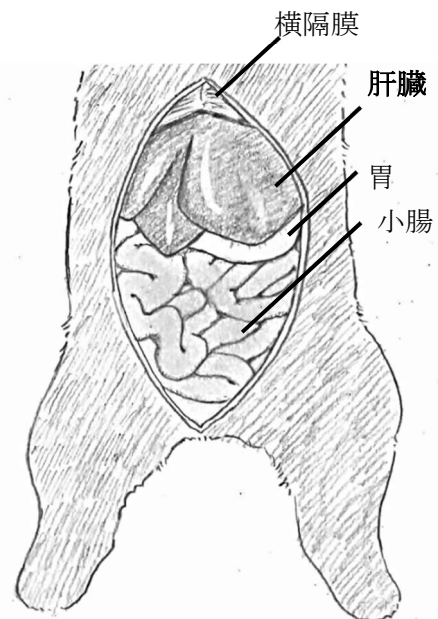


太ももの骨が大腿骨です。

<肝臓>

赤黒くツヤのある大きな臓器が肝臓です。腹部を開けたときに一番前面にあります。

肝臓を5cm角程度の大きさに切りとり、ご提供ください。



イ 製品化登録

狩猟による捕獲及び鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく被害防止の目的での捕獲等として捕獲したヒグマの毛皮等を、剥製（全体）、敷物（全体）、トロフィー（頭部のみ）として製品化する場合は、申請者はクマ類製品化登録申請書を作成し、北海道に提出する。

クマ類製品化登録申請書により北海道が適法で捕獲されたことを確認し、製品化登録を行い、申請者あて目印票を交付する。

目印票が交付された後、製品に目印票を装着した証拠写真を添付したクマ類製品化登録報告書を北海道に提出する。

※頭部の皮膚を剥いだ状態の頭骨（スケルトン）は製品化登録の対象外である。